

## ( 案 )

## 大阪府環境審議会

## 揮発性有機化合物・化学物質対策部会

## 運営要領

## 第 1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会に揮発性有機化合物・化学物質対策部会（以下「部会」という。）を置く。

## 第 2 組 織

(1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 3 人以内

条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

## 第 3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

## 第 4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成 1 8 年 月 日から施行する。